

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を次のように改正
する。

2 0 1 1 年（平成 2 3 年）9 月 1 日提出

藤沢市長

海 老 根 靖 典

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成 2 0 年藤沢市条例
第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「市の」の次に「策定する」を加え，「（地方自治法（昭和 2 2
年法律第 6 7 号）第 2 条第 4 項に規定する市町村の地域における総合的かつ計画的
な行政の運営を図るための基本構想及び当該基本構想に基づき策定する計画により
構成されるものをいう。）」及び「（法第 1 8 条の 2 第 1 項に規定する市町村の都
市計画に関する基本的な方針をいう。）」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，地方自治法の一部が改正され，条例中において引用し
ている市町村の基本構想に関する規定が削除されたことに伴い，所要の改正をする
必要による。